CastGlobalGroup

中国律師に提訴を依頼した後に、
証拠の不足を指摘されたが、どうすれば？

証拠が足りない？ 提訴方針の決定前に

～ 証拠は「ある」「無い」ではなく、事前に作成・確保する

2021年6月

電子データを証拠にするには
電子署名が必要？

弁護士法人キャストグローバル
弁護士・中小企業診断士　　金藤　力

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

ありませんか？　古い知識や思い込み．．．

訴訟に提出する証拠の収集はいつ行う？

「弁護士に訴訟代理を依頼してから証拠を収集」の間違い

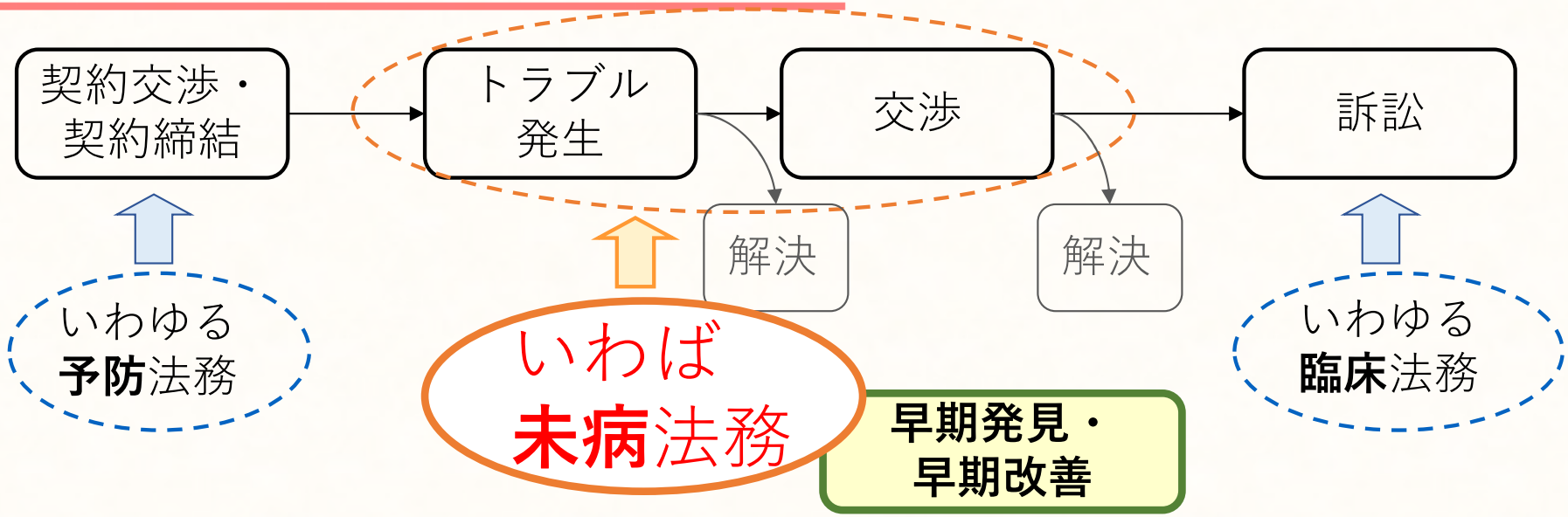

中国の裁判は日本よりも書証中心、期日一回で審理終結も多い。

- **日本よりも提訴前に勝訴・敗訴の見通しが立ちやすい（逆転が起きにくい）ため、事前に証拠を分析し、不足があれば交渉過程で補充するプランをご提案します。**

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

ありませんか？　古い知識や思い込み．．．

証拠の真実性を争われることは実際には少ない？

書面の成立の真正（本人が署名・捺印したのかどうか）を争わないのは日本だけ。

日本「民事訴訟法」

第230条（文書の成立の真正を争った者に対する過料）

1　当事者**又はその代理人が**故意又は重大な過失により**真実に反して**文書の成立の真正を争ったときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

2　前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3　第一項の場合において、文書の成立の真正を争った当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

中国にはこのような制度は無く、訴訟方針として署名・捺印を争うことも少なくない。
日本での訴訟と違って、署名や捺印について争われることは考えておく必要がある。

- **日本との差異による意識のギャップを埋め、より正確な見通しを提供します。**

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

ありませんか？　古い知識や思い込み. . .

電子データだけでも証拠として認めてもらえる？

電子メールを証拠にしようとする場合、そのPCを裁判所に持参する必要がある。

中国《民事訴訟の証拠に関する最高人民法院の若干の規定（2019年）》

第23条　人民法院は、視聴覚資料又は**電子データ**を調査収集するにあたり、被調査人に**原始媒体**を提供するよう要求しなければならない。

　原始媒体を提供するのに確実に困難がある場合には、複製文書を提供することができる。複製文書を提供する場合には、人民法院は、調査記録においてその由来及び作成の経過を説明しなければならない。

　人民法院が視聴覚資料又は電子データに対し証拠保全措置を講ずる場合には、前項の規定を適用する。

電子メールの真実性が争われた場合、開廷審理時にその人民法院に当該メールを受信したPCを持参・提示する。（が、何年も前のものだと消えていることもある。）

- **交渉段階で実際の開廷審理まで見据え、想定できたはずの「想定外」を避けます。**

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

中国法務　診断

検索

ブログでも最新情報を
一部ご紹介しています。
是非ご覧ください。

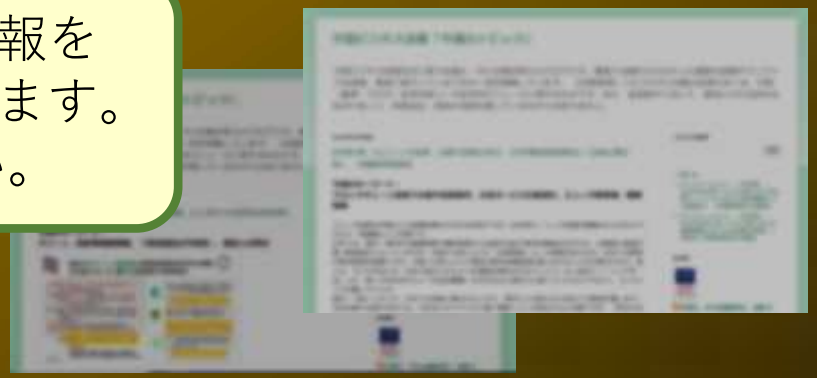

弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所
パートナー・大阪事務所代表
弁護士/中小企業診断士　金藤 力
E-mail：　kanefuji@castglobal-law.com
Tel：　06-4706-0780（代表）

Webサイト（キャスト中国ビジネス）：
http://www.cast-china.biz/

CastGlobalGroup

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved